

岩手県医療局管理規程第9号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定する職、支給割合及び額)</p> <p>第2条 条例第3条の3の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員の職として指定するものは、<u>別表給料の特別調整額表（以下「別表」という。）</u>に掲げる職とする。</p> <p>2 <u>別表に掲げる職にある職員に支給する給料の特別調整額は、別表に掲げる1種から6種までの区分に応じ、当該職にある職員の給料月額に、次に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>1種 100分の25</u></p> <p>(2) <u>2種 100分の20</u></p> <p>(3) <u>3種 100分の18</u></p> <p>(4) <u>4種 100分の16</u></p> <p>(5) <u>5種 100分の12。ただし、事務局長並びに宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、100分の14</u></p> <p>(6) <u>6種 100分の10</u></p>	<p>(指定する職及び区分)</p> <p>第2条 条例第3条の3の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員の職として指定するものは、<u>別表第1</u>に掲げる職とする。</p> <p>2 <u>前項に掲げる職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1の区分欄に定める区分とする。</u></p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第23条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条</u></p>

(補則)

第3条 [略]

附 則

1～3 [略]

4 当分の間、第2条の規定にかかわらず、医療局長が特に必要と認めるときは、別表に掲げる職以外の職を条例第3条の3の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員の職として指定し、当該職にある職員に支給する給料の特別調整額は、医療局長が別に定める額とする。

5～7 [略]

別表 (第2条関係)

給料の特別調整額表

[略]

備考 [略]

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補則)

第4条 [略]

附 則

1～3 [略]

4 当分の間、第2条の規定にかかわらず、医療局長が特に必要と認めるときは、別表第1に掲げる職以外の職を条例第3条の3の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員の職として指定し、当該職にある職員に支給する給料の特別調整額は、医療局長が別に定める額とする。

5～7 [略]

8 別表第1に掲げる職にある職員であって次の各号のいずれかに該当するものの平成19年4月から平成20年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額(医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程(平成19年岩手県医療局管理規程第9号)附則第2項及び第3項の規定により定められる額を含む。)から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 本庁に置かれる職で別表第1の2種若しくは3種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の3種の区分の適用を受ける職員(事務局長の職にあるものに限る。) 100分の25

(2) 本庁に置かれる職で別表第1の4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員又は病院に置かれる職で同表の1種、2種、4種若しくは5種の区分の適用を受ける職員(4種の適用を受ける職員にあつては、副院長の職にあるものを除く。) 100分の15

別表第1 (第2条関係)

[略]

備考 [略]

別表第2 (第3条関係)

1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
8級	2種	94,300円
	3種	84,900円

	4種	75,400円
7級	3種	80,100円
	4種	71,200円
	5種	53,400円
	6種	44,500円
6級	3種	75,700円
	4種	67,300円
	5種	50,500円
	6種	42,100円
5級	5種	48,400円。ただし、事務局長にあつては、56,500円
	6種	40,400円
4級	5種	44,900円。ただし、事務局長にあつては、52,400円
	6種	37,400円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	1種	136,300円
	2種	109,000円
	3種	98,100円
	4種	87,200円
	5種	65,400円
3級	1種	128,900円
	2種	103,100円
	3種	92,800円
	4種	82,500円
	5種	61,900円
	6種	51,600円
2級	4種	77,100円
	5種	57,800円
	6種	48,200円

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	3種	79,600円
	4種	70,700円
	5種	53,000円
6級	4種	67,300円
	5種	50,500円
	6種	42,100円

5級	5種	47,900円
	6種	40,000円

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	4種	71,200円
6級	4種	70,800円
	5種	53,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、62,000円
5級	5種	48,100円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、56,200円

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると医療局長が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で医療局長が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

## 別表第3（第3条関係）

## 1 行政職給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
8 級	2 種	79,800 円
	3 種	71,800 円
	4 種	63,800 円
7 級	3 種	65,600 円
	4 種	58,300 円
	5 種	43,800 円
	6 種	36,500 円
6 級	3 種	57,800 円
	4 種	51,400 円
	5 種	38,500 円
	6 種	32,100 円
5 級	5 種	35,400 円。ただし、事務局長にあつては、41,300 円
	6 種	29,500 円
4 級	5 種	33,500 円。ただし、事務局長にあつては、39,100 円
	6 種	27,900 円

## 2 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	3 種	67,200 円
	4 種	59,700 円
	5 種	44,800 円
6 級	4 種	52,700 円
	5 種	39,500 円
	6 種	32,900 円
5 級	5 種	34,500 円
	6 種	28,700 円

## 3 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	4 種	60,700 円
6 級	4 種	53,200 円
	5 種	39,900 円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、46,600 円

5級	5種	35,300円。ただし、宮古、大船渡、胆沢、花巻厚生、北上、久慈、遠野、磐井、南光、釜石、江刺、二戸、千厩、大東、大槌、軽米及び一戸の総看護師長にあつては、41,200円
----	----	---

備考 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると医療局長が認める職を占める職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で医療局長が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種上位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より1種下位の区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第29号)第3条の3の規定により給料の特別調整を行う職を占める職員のうち、この規程による改正後の医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程(以下「改正後の規程」という。)第3条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の特別調整額として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものう

- ち、相当以上区分職員（同日において占めていたこの規程による改正前の医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（以下「改正前の規程」という。）第2条第1項に規定する別表給料の特別調整額表に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員又は旧区分より高い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。）（第3号に掲げる職員を除く。）同日にその者が受けていた給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員に準ずる職員（旧区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員のうち、同日において占めていた改正前の規程第2条第1項に規定する別表給料の特別調整額表に掲げる職に対応する改正前の規程第3条に規定する支給割合（以下「旧支給割合」という。）より低い支給割合に相当する改正後の規程別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に対応する改正後の規程別表第1に掲げる職を占める職員をいう。第6号において同じ。）同日に当該旧支給割合より低い当該改正後の規程別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当以上区分職員（第6号に掲げる職員を除く。）同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (5) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の規程別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (6) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員に準ずる職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い改正後の規程別表第2又は別表第3の給料の特別調整額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (7) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額（改正前の規程附則第7項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がなかったとしたならばその者が受けることとなる給料の特別調整額）
- (8) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の適用を受ける職員、企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）の適用を受ける職員、給与条例第43条の2の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行

政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。）であった者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして医療局長が定める職員 前各号の規定に準じて医療局長が定める額